

環境対策「デンマーク農業に適用する規制」(その2)

〔翻訳〕(財)畜産環境整備機構 参与 渡邊昭三

3海外情報

7. 事前届け出と環境的承認

(1) 事前届け出

建築計画についての届け出書を建築・拡張・改造を行う前に自治体協議会に提出する。

- －畜舎および同様な家畜用の施設
- －スラリー、堆肥、液状ふん尿、サイレージの施設
- －廃水の集水と排水の施設

届け出は特定の書式で行われ、地方自治体または農業改良普及員から入手できる。

もし、届け出の日付から2週間以内に自治体から異議がない場合には、工事を開始してよい。

この規則の免除を申請する場合、あるいは計画が特別の承認あるいは許可を必要とする場合には、地方自治体の委員会の決定を、基盤工事及び建物建築を開始する前に入手しておかなければならない。

(2) 「VVM」

「VVM」とは、デンマーク語で「環境に及ぼす影響の評価」を意味する略語である。

250家畜単位あるいはこれ以上の養豚あるいは養鶏の農場の開設と拡大には、VVM評価が適用される。養豚あるいは養鶏の農場が250家畜単位までかあるいはそれ以上の既存の施設の変更が、ほとんど新しい施設とみなされるような総合的な変更の場合には、VVM評価を受けなければならない。すなわち、250家畜単位までの拡大は、VVM評価を必要とする総合的拡大と考える。

VVM評価は、郡機関によって実施される。郡行政当局によってあるプロジェクトが実施される場合には、地域計画補則が適用される。同時に地方自治体は、請求された環境的承認を許可することができる。そして、郡機関は農村地域許可を承認することができる。この手続きそのものについては、この出版物では取り扱わない。詳細は、養豚と養鶏の農場のVVMを含めて、地域計画補則を取得する手続きについての案内書に記述されている。

VVM評価は、環境的承認とどの農村地域計画承認とも、一括して審査を受けることができる。

(3) 環境的承認

250家畜単位以上の規模を持つ養豚と養鶏農場は、環境保護法 (Environmental Protection Act) の第5条の許認可条項に含まれている。

この場合の認可は、公害を増大するような家畜生産の設立、拡張、変更がなされる時に必要となる。

既存の農場で承認条項に適しているが、既存の生産規模に対する環境的承認を得ていないものは、1996年1月1日以前に承認の申請をしなければならない。

8. 義務的輪作体系と肥料計画－肥料バランス

(1) 誰が行うのか

10ha以上の農家と、規則に照らし自分の農地にふん尿を散布出来る以上の量を生産する10ha以下の農場では、義務的な化学肥料の使用制限と作物の輪作付けを行わなければならない。借地は農場面積に含まれる。農家はこの計画を立案する責任があり、農家はこの計画書を作成してくれる作物の指導員を選ぶことができる。

(2)どのように行うか

毎年農場の使用者は、次ぎに示す当該計画期間について、作物の輪作計画と肥料計画を作成しなければならない。

－緑被覆面積を含む作付け計画

－作物の栄養の必要量と、この必要量が家畜ふん尿あるいは化学肥料と合わせてどのように充足されるかを説明する肥料計画

(3)計画期間

計画期間は、8月1日から7月31日の間とする。同様に、8月1日から7月31日の期間に続く作物に施肥する期間を含む。

1) 収穫前に施肥が行われる場合には、9月30日より遅くてはいけない。

2) 12月31日より前に収穫されなければならない。

延長計画期間に施肥された肥料は、当期の作物輪作と肥料計画に含めない。

(4)標準

作物の必要養分量を推定するときには、デンマーク作物局によって指定されている標準を適用しなければならない。

この標準は、例えば、収量水準、年間の窒素予測量、あるいは作物指導員の状況を考慮した助言によって調整することができる。この計画は所定の書式で作成しなければならない。

(5)何時行うのか

9月1日までに、8月1日から翌年3月31日の間の農場の緑被覆区域、休耕地及び計画的な家畜ふん尿の施用を添えた作物輪作と肥料計画を提出しなければならない。

当計画期の作物輪作と肥料計画は、3月31日までに提出しなければならない。

3月31日までに、前計画期間についての肥料バランスが提出されなければならない。

(6)肥料バランス

肥料バランスでは、窒素の必要量と家畜ふん尿からの窒素の利用量、他の有機肥料及び化学肥料についての情報を説明しなければならない。さらに肥料バランスでは、家畜のふん尿の窒素利用について説明しなければならない。

(7)規則の要求する利用量(%)

全窒素の施用量は、農場ふん尿からの窒素についての次に示す最少利用率を適用できる量を越えてはならない。

豚のスラリー:

1997年7月31日まで : 最少45%

1997年8月1日から : 最少50%

牛のスラリー:

1997年7月31日まで : 最少40%

1997年8月1日から : 最少45%

深い踏み込み式のきゆう肥:

1993年8月1日から : 最少15%

その他のタイプの農場ふん尿:

1995年8月1日から : 最少40%

(8)主要な数値表

作物局の要求によって、直前の計画期間の基本数値表を記入し、当局が指定する期日までに、作物局に提出しなければならない。毎年、30,000戸の農家が基本数値表を提出している。

この主要数値表には、農場の窒素の全必要量と消費量の説明と、さらに散布した農場ふん尿の利用率を示さなければならない。

9. 緑被覆の面積

(1) 規則の要求する面積

義務的作物輪作、肥料計画と肥料バランスの規定によって定義されている農場の土地面積の65%は、緑被作物をは種しなければならない。

5km以内の隣家は、共同でこの規則を充たすことができる。

(2) 定義

緑被覆は、次ぎに示す作物の一つが農地には種されているものとする。

- 冬期の穀類
 - －冬作小麦
 - －冬作ライ麦
 - －冬作大麦
 - －ライ小麦
- メイズ
 - －粗飼料用メイズ
- 草地の作物
 - －牧草と混合牧草に含まれたクローバー
 - －ルーサン
 - －永年牧草地
 - －飼料用イタリアンライグラス
- 根菜類
 - －ビート
 - －工業用バレイショ
- 種子作物
 - －種子用牧草
 - －クローバー種子とその他のマメ科種子
 - －冬作アブラナ
 - －ヒマワリ
 - －ビート種子
 - －キャラウェイ
 - －園芸植物種子と薬用植物
- 野菜、果樹といちご類
 - －晩期の屋外野菜と果樹および栽培いちご
- クリスマスツリーと緑の切り枝
- 二番刈草

秋に生育する総ての栽培作物の二番草はそのまま萎れさせたりあるいはすき込むために用いられる。緑地としての二番草は、その発育が最良になるように、正常な栽培原則によって生育させなければならない。

その他の作物 上記のものと類似の作物

(3) 10月20日以前には耕うんをしない

草地作物、種子作物および二番草として、は種された場所は10月20日以前に耕起されたならば、緑被覆の面積とは考えない。

(4) 藁・から類のすき込み

緑被覆地65%のうちの20%は穀類藁とナタネのからのすき込みにより代用出来る。1.6haの土地にすき込んだ藁・からで、1haの緑地被覆の代替えができる。すなわち、100haの農地では、最大20haの緑被覆地(20%)の代替えが、藁のすき込みにより代用される。藁は、20haの緑被覆地として代用するためには32haの土地にすき込まなければならない。

10. 畜産農場経営と面積規制

(1) 畜産農場経営

家畜飼養は、飼育されている家畜が農場の建物と施設を利用することを意味するならば、舎飼いや施設のない農場では許可されない。1995年1月1日以前に事業を開始した家畜飼養は、2019年9月1日まで存続することができる。

原則として、農場での500家畜単位相当を越える家畜頭数の飼育は許されない。同様に、この場合、2019年1月1日の期限は、この制限頭数に達しないならば、既存の畜産経営に適用される。

(2) 500家畜単位以上の場合

経営者が、以下に記述する規制に抵触しないならば、500家畜単位相当以上の家畜を飼育し続けることの許可を得ることができる。

(3) 面積の規制

1995年1月1日付けで、家畜農場に対する自己所有地の割合に関する規則が施行された。(以後面積規制と称する。)面積規制を充足する農場の面積を設計するときには、家畜の排泄するふん尿を散布することができる面積だけが対象となる。ただし、一時的に家畜ふん尿を散布できない面積は、休耕地の面積を含めて、規定の面積に算入することができる。

面積規制は、農場で生産される家畜ふん尿の散布のために必要な面積に対する特定の割合を規定している。(以下調和面積と称する。)

家畜農場の面積規制は以下のとおりである。

家畜頭数	面積規制
120家畜単位まで	調和面積の25%
121から250家畜単位まで	120家畜単位以上では、120から250家畜単位までの調和面積の60%
251から500家畜単位まで	250家畜単位以上では、251から500家畜単位までの調和面積の75%
500家畜単位以上	調和面積の100%

(4) 面積規制は農場ごとに

面積規制は、それぞれの農場について充足されていなければならない。すなわち、農場の規模が規制を充足する最小の面積を決定する。小作農場と農場敷地内の借用建物での家畜生産の場合には、面積規制は当該農場の土地面積について適用される。

(5) 他の農場での25%の面積

面積規制の25%条は、次の方法で充足することができる。

- 自己所有の面積と合法的に農場と一緒に経営されている面積あるいは
- 少なくとも将来5年間にわたり、家畜ふん尿を散布することができることを保証する小作およびスラリー契約を含む登記された協定

(6) 拡大

500家畜単位まで家畜頭数を拡大する場合、25家畜単位以上の増加をするときには、面積規制は拡大の1年以内に充足しなければならない。

同様の規制が、家畜飼育の開設についても適用される。

500家畜単位を越えて家畜飼育を開始し、あるいは、拡大する場合には、面積規制は、直ちに充足しなければならない。以下暫定措置

(7) 既存の家畜数

既存の畜産農場に関しては、家畜頭数が250家畜単位までの増加であれば、この規制は、現在の所有者によつて充足されなくてもよい。既存の農場とは、1995年1月1日以前に家畜飼養が確立されていた事業体であること、あるいは、この日付以前に環境的承認申請がなされているか、あるいは、1997年9月1日以前に建築許可申請が提出され、また同じ日付以前にその建築の完成をみる場合である。

(8) 所有者の変更

1997年9月1日以後の所有者の初回の変更については、所有者変更後3年以内に、面積規制が充足されなければならない。世代交替による所有者の変更のような段階的所有権移転の場合には、所有権の移転は、現在までの所有者が少なくとも50%以上を譲渡したときに有効となる。配偶者への移転は、この規定による所有権の変更とは考えない。

(9) 拡大

250から500家畜単位の間で、25家畜単位以上の農場の拡大を行う場合には、1996年9月1日以後、拡大の1年以内に規制が充足されなければならない。

500家畜単位を越える25家畜単位以上の家畜群の拡大は、1995年9月1日以後、拡大後直ちに充足されなければならない。